

ACT SYSTEM
Heartwarming Medical System for YOU

Tel 097-540-7555

寒暖差がまだまだ激しい日々が続いておりますが、暦上では"春"を迎える時候となりました。

インフルエンザもそろそろ終息には向かっているようですが、油断大敵ですので引き続き体調管理に気をつけてください。

さて今回は、4月改定対応についてのお知らせを掲載させていただきます。先般、FAXにてご案内申しあげておりますが再確認でお願いいたします。 裏面にもございますので、よろしくお願いいたします。

尚、プログラムの発送につきましては別途ご報告申しあげます。

平成29年4月改定対応について(ご連絡)

平成29年4月改定について、現時点での情報をご報告申しあげます。

下記改定内容につきましては、今後の疑義の明確化などにより変更となる可能性もございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

また、平成29年4月改定に対応したプログラムの提供スケジュール等につきましては、別途ご連絡いたします。

- ■特定保険医療材料の単価変更について
 - ・平成28年3月5日付官報にて、平成29年4月1日以降単価が変更される特定保険医療材料が告示されています。
 - ・該当する特定保険医療材料の自動更新を行います。 [対象の特定保険医療材料マスタ] 9件 ※平成29年2月16日時点で判明している内容です。
- ■「がん性疼痛緩和指導管理料2」の廃止
 - ・「がん性疼痛緩和指導管理料2」について、平成29年3月末をもって廃止することとされています。
 - ・該当の点数マスタについて、平成29年4月以降、使用できないよう「使用期限日」を更新します。
- ■「在宅時医学総合管理料3」「施設入居時等医学総合管理料3」の減算規定
 - ・「在宅時医学総合管理料3」および「施設入居時等医学総合管理料3」について、施設基準として新たに、 『在宅医療を提供した患者数を、在宅医療及び外来医療を提供した患者の合計数で除した値が0.95以上であること』が追加されました。
 - ・平成29年4月以降、該当の施設基準を満たさない場合、「在宅時医学総合管理料3」または「施設入居時等医学総合管理料3」について、所定点数の100分の80に相当する点数を算定することとされています。
 - ・上記に対応した点数マスタを、参考点数マスタに含めて提供いたします。
- ■疑義解釈に伴う「一般名処方加算1」の算定要件の変更
 - ・「一般名処方加算1」の算定要件について、平成28年6月14日付事務連絡「疑義解釈資料の送付について (その4)」において、以下の疑義回答が公表されています。
 - (問 22) 一般名処方加算1について、「後発医薬品のある全ての医薬品(2品目以上の場合に限る。)が一般名処方されている場合」とあるが、先発医薬品のない後発医薬品も一般名で処方される必要があるのか。
 - (答) そのとおり(ただし、先発医薬品と薬価が同額又は高いものは除く。)。なお、平成29年3月31日までの間は、後発医薬品のある先発医薬品及品に準じたものについてのみ一般名処方されていれば、先発医薬品のない後発医薬品が一般名処方がなされていなくても加算1を算定して差し支えない。また、一般名処方加算2の対象については従前の通り、先発医薬品のない後発医薬品は含まれない。
 - ・平成29年4月1日以降、一般名処方加算1を算定する場合には、先発医薬品のない後発医薬品も一般名で 処方する必要があります。
 - ・「一般名処方加算の自動算定」および「一般名マスタへの自動変換」について、上記の疑義解釈に対応した プログラムを提供いたします。

【香 いお話】 ◆第13回◆ [香料・ルビア] (日本香料工業会 HP 抜粋)

- クレオパトラとアントニウス -

「クレオパトラの鼻がもう少し低かったら、世界の歴史は変わっていただろう」とはパスカルの有名な言葉。

もちろん、アントニウスを手玉にとっている女王の類まれな美貌を指しているのですが、彼女の香水好きは、もしかするとその高い鼻のせいだったのかもし

れません。クレオパトラがアレクサンドリアの宮殿にアントニウスを迎える時には、宮殿の廊下に 18 インチ(約 45cm)の高さまで

バラの花をいちめんに…。いかなる美人といえども、恋に香りはかかせない大切なものなのです。



裏面に続きがございます



平成29年4月改定対応について(ご連絡)続き

- ■「コンタクトレンズ検査料」の区分見直し
 - ・平成28年4月改定において、
 - 「コンタクトレンズ検査料」の区分が下記のように、2区分から4区分に変更されました。

平成28年3月まで		平成28年4月から	
コンタクトレンズ検査料1	200点	コンタクトレンズ検査料1	200点
		コンタクトレンズ検査料2	180点
コンタクトレンズ検査料2	56点	コンタクトレンズ検査料3	56点
		コンタクトレンズ検査料4	50点

- ・ただし、平成28年3月末時点で「コンタクトレンズ検査料1」または「コンタクトレンズ検査料2」を届け出ている場合には、平成29年3月末までは、「コンタクトレンズ検査料1」または「コンタクトレンズ検査料3」で算定できるよう、経過措置が設けられていました。
- ・経過措置の終了に伴い、平成29年4月以降は、現在の施設基準で算定できるコンタクトレンズ検査料を、参考点数マスタから抜き取って使用して頂きますようお願いいたします。
- ■「回復期リハビテーション病棟入院料」の包括範囲変更
 - ・回復期リハビリテーション病棟におけるリハビリテーションの実績が一定の水準に達しない医療機関の場合、「回復期リハビリテーション病棟入院料」を算定する患者に対して、1日に6単位を超えて提供される疾患別リハビリテーションが「回復期リハビリテーション病棟入院料」に包括されることとなります。
 - ・リハビリテーションの実績を、平成29年1月以降、地方厚生(支)局長に報告し、その後、3ヶ月ごとに(1月、4月、7月、10月)6カ月間の実績を報告し、2回以上連続して水準を下回った場合に、包括されることとなります。
 - ・対応方法につきましては、後報となります。
- ■特定器材コード「その他の特定器材:777770000」(未コード化特定器材)の廃止
 - ・未コード化特定器材について、平成29年3月31日をもって廃止され、平成29年4月診療分以降は使用できないこととされています。平成29年3月31日までに電算コードを設定していただきますようお願いいたします。
- 《参考 URL》http://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/rezept/iryokikan/vendor/vendor_01.files/resetu_i_27005.pdf
 - ・点数マスタの「電算コード」欄に「777770000」が登録されている特定器材マスタをリスト出力するツールを 改定プログラムと一緒にご提供する予定です。
- ■正常分娩の場合の「出産育児一時金」の請求先の変更
 - ・被用者保険加入者(社保)について、平成29年3月請求分までは、正常分娩の場合は「国保連合会」へ請求する
 - こととされていますが、平成29年4月請求分からは、正常分娩の場合であっても「支払基金」への請求することとなりました。

分娩/加入保険		3月請求まで ■	▶4月請求から
正常分娩	社保	国保連合会	社会保険連合会
	国保	国保連合会	国保連合会
異常分娩	社保	社会保険支払基金	社会保険支払基金
	国保	国保連合会	国保連合会

- 《参考 URL》 http://www.ssk.or.jp/pressrelease/pressrelease_h28/press_280408_2.files/pressrelease_2804082_20.pdf
 - ・正常分娩(社保分)の場合であっても、平成29年4月請求分以降は、請求先を支払基金として「専用請求書」 を作成するよう対応いたします。

